

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第 1 回検討委員会

要旨

■日 時：令和 3 年 8 月 24 日（火）18:00～19:30

■場 所：北とぴあ 901 会議室

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識者	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	Web	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	堀 雅洋	Web	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	Web	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	Web	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛 (代理：吉田)	Web	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	Web	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	飯窪 英一	対面参加	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	健康福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	健康福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課

■配布資料：

- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 資料 1：検討委員会委員名簿
- ・ 資料 2：検討委員会設置要綱
- ・ 資料 3：国等の動向・支援計画の策定方針
- ・ 資料 4：検討委員会スケジュール
- ・ 資料 5：北区の現状と課題
- ・ 資料 6：区民意識調査の実施方針
- ・ 資料 7：要配慮者利用施設の避難確保計画作成における課題
- ・ 参考資料 1：北区子ども・子育て支援計画 2020（抜粋）
- ・ 参考資料 2：地域包括ケア推進計画アンケート（抜粋）
- ・ 東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針 解説章（令和 2 年 3 月）
- ・ 北区ニュース 水害特集号（7/20 令和 2 年（2020 年））

■内 容：

1. 開会

- ・ 事務局より、開会挨拶、委員委嘱・紹介、委員会設置要綱の説明を行った。また、委員長の推薦については、全員一致で承認となった。
- ・ 委員長より挨拶を行った。また、副委員長の推薦について、全員一致で承認となった。
- ・ 副委員長より、挨拶を行った。
- ・ 事務局からの次の「会議の公開」の提案について承認された。
 - ①検討委員会の発言については録音し、発言内容を会議録としてまとめる。
 - ②会議録の公開は、要点をまとめた要旨の形式で区のホームページにて公開する。
 - ③検討委員会の会議は、審議内容に個人が特定できるような情報が含まれるため、非公開で傍聴者は参加しない形式とする。

2. 議題

(1) 国等の動向・支援計画の策定方針・目次構成案（資料3）

- ・ 事務局より、国等の動向・支援計画の策定方針・目次構成案について説明を行った。

<質疑・意見等>

- 委 員：専門部会やヒアリング会の際に、ケアマネジャーだけでなく、実際に要支援者と関わりのある訪問介護職員や通所系サービス職員の皆様も含めて、検討を行うことが効果的と考える。
- 委 員 長：同意である。また、資料3の計画目次構成案は現段階のサンプルであるため、検討を通して変更となる可能性があることに留意が必要である。

(2) 委員会スケジュールと協議内容（資料4）

- ・ 事務局より、委員会スケジュールと協議内容について説明を行った。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(3) 北区の現状と課題（資料5）

- ・ 事務局より、北区の現状と課題について説明を行った。

<質疑・意見等>

①北区避難行動要支援者名簿について

- 委 員 長：名簿は作成されているが、活用について検討の余地があると感じた。
- 副委員長：区の避難行動要支援者名簿は、自力では避難が難しい在宅の住民を登録していることで正しいか。
- 委 員：資料5の1頁に記載のある要件を満たす住民を登録している。よって、現状では、施設に入所している住民も含まれている。
- 副委員長：国の指針では、基本的には在宅の住民を登録することになっている。支援計画では、施設に入所の住民が避難確保計画の対象、在宅の住民を個別避難計画の対象とする検討方針とする理解でよいのか。
- 事 務 局：その通りである。
- 委 員 長：名簿登録者の内訳は、北区で整理できるか。
- 委 員：年に一回、機械的に整理している。名簿登録者の住所と入所施設の住所を比較すれば、重複状況は把握できる可能性がある。
- 委 員 長：ケアマネジャーは、名簿登録者の施設への入所状況は、把握しているか。
- 委 員：把握していると理解しているが、ケアマネジャーと区とで、情報を突合していない状況である。

②北区避難行動要支援者名簿に基づく「個別避難計画」について

委員 長：現状の計画は地震に特化したものであるため、水害に対応させる必要がある。また、計画作成は開始されているが、現段階で見えてきている課題にも対応する必要がある。

委員 長：高齢者あんしんセンターとは、どのような施設であるか。

委員：介護保険法による、地域包括支援センターのことである。

③避難確保計画について

副委員長：資料５の２頁に記載のある＜北区が対象としている施設＞における「等」は、どのような施設を指しているか。

事務局：概ね記載内容で網羅しているが、等に該当するような施設は確認する。

副委員長：高齢者の通所介護事業所、デイサービスセンターは含まれているか。

事務局：「老人福祉施設」に含まれている。

委員 長：サービス付き高齢者住宅も、含まれているか。

事務局：サービス付き高齢者住宅も対象だが、浸水想定範囲内に立地していないと理解している。立地場所を確認次第、対象として追加する。

※現在、浸水想定区域内の位置する施設は３施設である。

④福祉避難所等要配慮者施設について

委員 長：北区では、福祉避難所は指定されているのか。

事務局：指定しているが、数が足りていない状況である。

(4) 区民意識調査の実施方針（資料６）

- ・事務局より、区民意識調査の実施方針について説明を行った。

<質疑・意見等>

- ・特になし。

(5) 施設等入所者の避難の在り方（資料７）

- ・事務局より、施設等入所者の避難の在り方について説明を行った。

<質疑・意見等>

- ・特になし。

3. その他

- ・その他、委員長、副委員長、各委員からの意見等は以下の通りである。

委員：自治会では、マイ・タイムラインを活用して高台避難について検討しているが、要配慮者の避難は極めて難しい課題であると感じている。

委員 長：そのような現場での課題を把握することが重要である。ヒアリングやアンケートでは、広く調査を行うのではなく、このような現場での声を調査することで、参考となるデータが得られると考える。

委員：避難行動要支援者名簿を区より頂いているが、活用できていない状況である。名簿登録者が住んでいる場所を確認し、周囲の協力者を増やしていくことが重要であると考えている。

委員 長：北区では、民生委員一人あたり、対応が必要な人数はどの程度か。

委員：地域により、ばらつきがある。集合住宅が多い地域では、対応人数が多く、戸建てが多い地域では対応人数が少ない。数十人単位であると想定される。なお民生委員の数は、約 300 人程度であり、欠員は 20 人程度。

- 委員：法人内でも BCP と絡めて防災計画を検討している。しかし、作成した計画をどのように使ったらよいか、具体的な 5 W 1 H が見えてこない状況である。個別避難計画や避難行動要支援者名簿についても、検討が必要だと考える。
- 委員：避難行動要支援者名簿について、早い時期からどこまでを対象とするか議論を行いたい。要介護 1、2 の方でも、支援が必要な方もいると考えている。地域の防災対策の一環で、東京消防庁および王子消防署と合同で、要介護 1、2 の方を対象に訪問し、話を聞いている。その際、仕組みが必要だと感じている方が多数いらっしゃる。各支援者の方と議論を進めていきたい。
- 委員：アンケートにご協力いただく障害者のご家族が高齢化している可能性があるため、回答が難しい可能性がある。生活介護の職員や生活相談事業所などに協力いただきながら、アンケートの充実を図る必要があると考える。また、資料 6 の 2 頁に記載がある、「相談支援専門員職能団体（専門員）」とは何を指すか。
- 事務局：障害福祉に関わっている団体等、広義の意味で記載した。単語が適切でなかった場合、訂正する。
- 委員：避難確保計画の作成対象施設は、グループホーム等も含めてすべての障害者施設という理解でよい。
- 事務局：計画作成対象の施設はそのとおりであるが、水害が想定される際、通所施設は休業するケースが多いことなどを考慮すると、グループホームなどの入居施設が主な対象になると考える。以上の内容も踏まえた調査を実施し、効果的な取り組みを検討していきたい。
- 委員：法人内に、BCP 検討会を立ち上げ、計画の検討を進めている。しかし、今回の支援計画との連携が必要であると感じた。また、配慮が必要な方について、漏れが無いようにする必要があると感じた。
主な利用者は精神障害者であり、そういった人は動くことができるが判断ができない。そのような対象者も含めて検討していただきたい。
- 委員：訪問看護ステーションでは、区の障害福祉課から人工呼吸器を付けている方を対象に、毎年講習を行っているが、今回の取り組みとリンクしているのか。
- 事務局：人工呼吸器を付けている方も、本支援計画の対象となる。荒川水害に関しては検討が十分ではないと聞いているため、今回の取り組みの中で改善の必要性を考えたい。
- 委員：資料 6 の 2 頁に記載がある「支援者」について、訪問看護ステーションを入れていただくことは可能か。
- 事務局：もちろん、入っていただきたい。
- 副委員長：参考資料に記載されているが、女性の労働状況や、女性と男性の傾向の違いなども考慮して検討を進められると良いと考える。男女の避難判断基準の違いとして、男性はニュースを参考とするが、女性は近隣住民との会話を参考とした一例がある。また、高齢者は近所との関係が比較的多いが、障害者は比較的小さいこともあるため、留意が必要である。
- 委員長：社会的孤立者は、支援の手が届きにくい。自治会ではどう把握・対応しているか。
- 委員：避難行動要支援者名簿を区より頂いているが、あくまで震災時の対応としてとなっている。一方で、支援者として、町会、消防団、民生委員等が挙げられているが、重複している人もいるため、より少ない人数での対応が求められる。さらに、震災だけでなく水害を考慮すると、より複雑な検討が必要である。それを踏まえてマイ・タイムライン等の検討も進める必要がある。
- 委員長：支援者側は、マイ・タイムラインに支援行動についても整理する必要がある。また、要配慮者は、固定の支援者が必要である方、固定の支援者がいなくても支援が受けられる方がいる。それを踏まえて、対策を検討する必要がある。できること、できないことを把握し、課題を整理するだけでも、大きな成果になると考える。
- 副委員長：特に資料 5 にて、北区の現状と課題を共有できたことは良かった。今後、支援計画をどう使えるものにするか、併せて考える必要がある。住民が実際に支援計画を活用すること、その

ための意識づけをどう行うかが重要である。

委員長：やるべきことを整理することは簡単であるが、やるべきことをどう行っていくかを検討することが、難しい課題である。また、アンケート実施前に、ヒアリングで実態を捉えることが重要であると考える。

事務局：庁外関係者委員の皆様に、ヒアリング対象者の検討および紹介について、ご協力いただきたい。

4. 閉会

- ・ 事務局にて、本日挙げた意見以外にも、メールや電話等で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

以上